執行部資料 1

# 令和2年11月定例県議会付議案

<u>議案第</u>	1号	令和	<u>12 年度鳥取県一般会計補正予算(第7号)</u>
議案第	2号	同	鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算(第1号)
議案第	3号	同	鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算(第1号)
議案第	4号	同	鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
議案第	5号	同	鳥取県営電気事業会計補正予算(第2号)
議案第	6号	同	鳥取県営工業用水道事業会計補正予算(第1号)
議案第	7号	同	鳥取県営病院事業会計補正予算(第5号)

## 議案第 8号 鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)

自動車教習所が担う役割の公益性及び公共性の高まりに鑑み、教習車に係る自動車税の種別割の減免額を種別割の税額の全額(現行 当該自動車に係る自動車税の種別割の税額から営業用自動車に係る自動車税の種別割の税額を控除した額)とする。

[令和3年4月1日施行]

# 議案第 9号 公害に係る紛争の処理の手続に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例 (環境立県推進課)

公害紛争処理法の一部が改正され、毎年又は1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに 公害審査委員候補者を委嘱することとされたことに伴い、公害審査委員候補者の委嘱期間を3年とす る等所要の改正を行うものである。

[公布施行]

## 議案第10号 鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(生産振興課)

他の公の施設と合わせた管理運営方法の見直しを検討していることから、令和2年度中にとっとり 花回廊の指定管理者として指定を受けた者がその管理に関する業務を行う期間は、令和3年4月1 日から令和6年3月31日までとする。

[公布施行]

## 議案第11号 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部生活安全企画課)

撮影機器の小型化及び高性能化が進み、盗撮行為がますます悪質かつ巧妙なものとなっていることに鑑み、盗撮行為の規制を強化するとともに、特定の者に対して、つきまとい等の嫌がらせ行為を反復して行うことを禁止するため、所要の改正を行うものである。

## (概 要)

- ①卑わいな行為等を禁ずる場所として、集会所、事務所、教室、タクシーその他不特定又は多数の者が利用するような場所又は乗物を加え、禁ずる行為として、次の行為を加える。
  - ア 下着等を写真機等を用いて撮影し、若しくは録画し、又は撮影し、若しくは録画する目的で 写真機等を差し向け、若しくは設置すること。
  - イ 衣服等を透かして見ることのできる写真機等を用いて、下着等の映像を見、又は撮影し、若 しくは録画すること。
- ②何人も、正当な理由なく、次の場所における衣服の全部又は一部を着けない状態にある人の姿態 を写真機等を用いて撮影し、若しくは録画し、又は撮影し、若しくは録画する目的で写真機等を 差し向け、若しくは設置してはならないものとする。
  - ア 公衆浴場、公衆便所、公衆が使用できる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着け ない状態でいる場所
  - イ 住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態でいる場所 (ア に該当するものを除く。)
- ③何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の行為を反復して行ってはならないものと する。
  - ア つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等 に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
  - イ その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - ウ 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
  - エ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - オ 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。
  - カ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその 知り得る状態に置くこと。
  - キ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - ク その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を 害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り 得る状態に置くこと。
- ④次のとおり、罰則を新たに設け、又は強化する。

違反者	罰則
ア 公共の場所等において、正当な理由なく、人	(ア)又は(ウ)に係るもの
を著しく羞恥させる等の方法で次の行為をし	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(現行
た者	50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料)
(ア) 人の身体に、直接または衣服等の上から	(イ)に係るもの
触れること。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(現行
(イ) 衣服等で覆われている内側の人の下着	50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料)
等をのぞき見すること。	
(ウ) ①又は(ア)若しくは(イ)に掲げるもの	
のほか、卑わいな言動をすること。	
イ 常習としてアの違反行為をした者	アの(ア)又は(ウ)に係るもの
	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(現行
	6月以下の懲役又は100万円以下の罰金)
	アの(イ)に係るもの
	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(現行

		6月以下の懲役又は100万円以下の罰金)
ウ	①又は②に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(新設)
エ	常習として①又は②の違反行為をした者	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(新設)
オ	③に違反した者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(新設)
力	常習として③の違反行為をした者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(新設)

⑤法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、不当な客引行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても 50 万円以下の罰金刑を科するものとする。

[令和3年4月1日施行]

# 議案第12号 工事請負契約(国道313号(倉吉関金道路)橋梁上部工事(上古川橋(A1~P4)) (補助改良))の締結について(道路建設課)

工 事 名:国道313号(倉吉関金道路)橋梁上部工事(上古川橋(A1~P4))

(補助改良)

工 事 場 所:倉吉市上古川

契約の相手方:国道313号(倉吉関金道路)橋梁上部工事(上古川橋(A1~P4))

日本ピーエス・美保テクノス特定建設工事共同企業体

契 約 金 額: 495, 220, 000 円 工事完成期限: 令和4年5月23日

## 議案第13号 財産の取得(青谷上寺地遺跡保存用地)についての議決の一部変更について

(とっとり弥生の王国推進課)

史跡青谷上寺地遺跡の保存、整備及び活用のため、本年度中に追加して用地を取得するものである。 (変更の概要)

相 手 方:変更前 鳥取市個人 ほか64名

変更後 鳥取市個人 ほか65名

譲 受 財 産:下表のとおり

 • 2 • 7 • 7—	, , ,									
変更前				変更後						
所 在 地	種類	数	量	取得予定 価 格	所 在 地	種類	数	量	取得予 価	予定 格
鳥取市青谷 町青谷字上 寺地 4204 番 3ほか100筆		77, 908	3. 40 m <sup>2</sup>	1,104,782,048 円	鳥取市青谷 町青谷字上 寺地 4204 番 3ほか101筆	土地	78, 262	. 40 m²	1, 109, 773	, 448 円

## 議案第14号 損害賠償請求事件に係る和解について(高等学校課)

和解の相手方:甲 米子市 個人

乙 米子市 個人 丙 米子市 個人

和解の要旨:原告らに対して、利害関係人(当時の学校長)が謝罪を行った上で、次のとおり和

解する。

①県は、解決金800,000円を和解の相手方甲に支払う。

②和解の相手方甲、乙及び丙は、その余の請求をいずれも放棄し、県と和解の相手方甲、乙及び丙との間には、本件和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

③訴訟費用は、各自の負担とする。

概 要:和解の相手方甲が平成28年6月から同年9月頃まで非行行為を繰り返していたこ

とを懲戒退学処分相当と判断し、同年 10 月に退学勧奨し、自主退学したことについて、学校の対応に問題があるとして、和解の相手方甲、乙及び丙が、1,600,000 円の支払いを求める訴えを提起していたところ、鳥取地方裁判所から和解勧告があり、裁判所からの心証開示の結果を踏まえ、早期解決の必要などを考慮すると、和解に

応じるのが相当であることから、これに応じようとするものである。

# 議案第15号 鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画の策定について

(女性活躍推進課)

これまでの取組の成果、課題、社会情勢の変化等を踏まえ、鳥取県が目指す男女共同参画社会の実現に向けて取組を推進するため、男女共同参画基本法及び鳥取県男女共同参画推進条例に基づく「鳥取県男女共同参画計画」として策定する「鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画」について、同条例第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

(概 要)

計画の期間:令和3年4月1日から令和8年3月31日まで 計画の内容:基本テーマA 誰もが活躍できる環境づくり

重点目標1 働く場における女性の活躍推進

重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標3 生涯を通じた健康支援

重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備

重点目標5 あらゆる暴力の根絶

基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり 重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

## 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立とっとり花回廊)について(生産振興課)

鳥取県立とっとり花回廊の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の 規定により、議会の議決を求めるものである。

(概 要)

指定管理者となる団体:一般財団法人鳥取県観光事業団(公募)

指 定 の 期 間:令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 議案第17号 当せん金付証票の発売について(財政課)

令和3年度宝くじ発売総額:53億円以内

(令和2年度宝くじ発売議決額:53億円以内)

## 議案第18号 令和元年度決算の認定について (財政課)

一般会計歳入歳出決算額

(単位:千円)

会計名	歳 入	歳出	差引	翌年度に繰り 越すべき財源	実質収支
一般会計	360, 602, 054	356, 518, 927	4, 083, 127	1, 250, 614	2, 832, 513

## 特別会計歳入歳出決算額

(単位:千円)

19374 1937 1934 1975			(1177 • 114)
会 計 名	歳 入	歳出	差引
用品調達等集中管理事業特別会計	4, 004, 762	3, 904, 587	100, 175
公債管理特別会計	83, 423, 827	83, 423, 827	0
給与集中管理特別会計	24, 263, 379	24, 263, 379	0
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	59, 294	28, 363	30, 931
国民健康保険運営事業特別会計	52, 826, 223	51, 730, 205	1, 096, 018
天神川流域下水道事業特別会計	1, 404, 270	1, 026, 174	378, 096
中小企業近代化資金助成事業特別会計	68, 820	66, 454	2, 366
就農支援資金貸付事業特別会計	171, 920	20, 048	151, 872
林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	201, 663	58, 723	142, 940
県営林事業特別会計	101, 957	99, 104	2, 853
県営境港水産施設事業特別会計	250, 054	249, 670	384
沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	371, 005	72, 004	299, 001
港湾整備事業特別会計	95, 012	94, 200	812
収入証紙特別会計	1, 876, 245	1, 828, 928	47, 317
県立学校農業実習特別会計	67, 142	48, 091	19, 051
育英奨学事業特別会計	714, 175	635, 856	78, 319

# 議案第19号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事企画課)

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の 職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定する等所要の改正を行うものである。

#### (概要

- ①職員の給与に関する条例の一部改正 勤勉手当の支給割合を0.05月分引き下げる。
- ②任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正任期付研究員及び任期付職員の期末手当の支給割合を①に準じて引き下げる。

[公布施行 ほか]

## 議案第20号 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例(住まいまちづくり課)

被災者生活再建支援法の一部が改正され、被災者生活再建支援金の支給の対象となる被災世帯が拡大されること等に伴い、所要の改正を行うものである。

#### (概 要)

- ①補助金の交付の対象とする被災市町村の交付する被災者住宅再建等支援金の対象事業のうち、半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入の対象者を、半壊世帯のうち、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金(以下「国支援金」という。)の支給の対象とならないものの世帯主又は当該居宅の所有者とする。
- ②補助金の交付の対象とする被災市町村の交付する被災者住宅再建等支援金の対象事業の交付基準額を、国支援金の支給の対象となる場合にあっては、当該額から国支援金の支給の対象となる額を控除した額(その額が零を下回る場合にあっては、零)とする。
- ③被災市町村の交付する次の支援金を新たに補助金の交付の対象とする。

区分	対象事業	交付基準額
被災者住宅再建等支援金	一部損壊世帯の居宅に代わる住宅	30万円
	の建設又は購入	

[公布施行]

# 議案第21号 鳥取県収入証紙条例を廃止する等の条例(会計指導課)

手数料等の納付に関し県民等の利便性の向上を図るため、収入証紙を廃止するものである。

[令和3年10月1日施行]

# 報告 事項

## 報告第 1号 令和元年度鳥取県継続費精算報告書について(財政課)

事 業 名	年 度	精算額(円)
鳥取県立県民文化会館エレベーター改修 事業費	H30~R1年度	140, 530, 680
米子コンベンションセンター舞台照明・ 舞台吊物機構設備改修事業費	H 3 0~R 1年度	1, 032, 883, 320
中部療育園移転整備事業費	H 3 0 ∼R 1 年度	323, 526, 920

## 報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

# (1) 工事請負契約(鳥取県漁業取締船「はやぶさ」代船建造工事)の変更について (令和2年10月12日専決)(水産課)

新型コロナウィルス感染拡大防止のため、契約の相手方が約1か月間操業を休止したことに伴い、 工事完成期限の延長を行うものである。 (変更内容)

・工事完成期限:現行 令和2年11月11日 → 変更後 令和2年12月8日

## (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年10月30日専決)(博物館)

和解の相手方:鳥取市 個人

和解の要旨: 県は、損害賠償金274,428円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要:令和2年6月26日、博物館の職員が、公務のため普通貨物自動車を運転中、交差点

で一旦停止後左折する際、前方の注意を怠ったため、先に発進し左折途中で停止した和解の相手方所有の軽乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

# <u>(3) 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例</u> <u>(令和2年11月5日専決)</u>(税務課)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項等の改正を行うものである。

[公布施行]

# (4) 鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(令和2年11月5日専決)(市町村課等)

肥料取締法の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の題名等の改正を行うものである。 [令和2年12月1日施行]

## (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年11月5日専決)(環境立県推進課)

和解の相手方:東京都港区 企業

和解の要旨: 県は、損害賠償金119,350円(県過失7割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要:令和元年11月25日、西部総合事務所の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転

中、駐車場内の駐車枠から前進した際、同駐車場内の通路を走行していた和解の相

手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

#### (6)鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例(令和2年11月5日専決)(緑豊かな自然課)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、条例の規定中引用する 同法の条項の改正を行うものである。

「令和3年4月1日施行」

## (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年11月5日専決)(農林水産総務課)

和解の相手方:西伯郡南部町 個人

和解の要旨: 県は、損害賠償金11.839円(県過失1割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要: 令和2年8月31日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、

路外駐車場から後退して道路に進入してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝

突し、双方の車両が破損したものである。

#### (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年11月5日専決)(道路企画課)

和解の相手方:甲 岡山県津山市 企業

乙 西伯郡大山町 企業 丙 岡山県美作市 企業

和解の要旨:県は、損害賠償金711,531円を甲に、240,130円を乙に、2,461,360円を丙にそれぞ

れ支払う。(県過失10割)

事 故 の 概 要: 令和 2 年 2 月 5 日、和解の相手方が、一般国道 179 号をそれぞれ普通貨物自動車で

走行中、トンネル上部から垂れ下がっていたラジオ放送用ケーブルに衝突し、それ

ぞれの車両が破損したものである。

#### (9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年11月5日専決)(道路企画課)

和解の相手方:岡山県真庭市 個人

和解の要旨:県は、損害賠償金127,362円(県過失4割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要:令和2年9月6日、和解の相手方が、一般国道 181 号を普通乗用自動車で走行中、

沿道の斜面から路上に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。

## (10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年11月6日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方:鳥取市 個人

和解の要旨:県は、損害賠償金80,300円(県過失2割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要:令和2年6月19日、警察本部高速道路交通警察隊の職員が、公務のため普通乗用

自動車を緊急自動車として運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

## (11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年11月6日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方:琴浦町

和解の要旨:県は、損害賠償金27,500円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要:令和2年8月26日、琴浦大山警察署の職員が、公務のため小型特種自動車(パトカ

一)を運転中、対向車を避けるため後退した際、後方の安全確認が不十分であった ため、和解の相手方が設置するガードパイプに衝突し、同ガードパイプを破損させ

たものである。

#### (12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年11月6日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方:八頭郡八頭町 個人

和解の要旨:県は、損害賠償金217,600円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要: 令和2年8月29日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車(パトカー)

を運転中、和解の相手方所有の小型乗用自動車の後方に停止していた際、ブレーキ の踏み込みが不十分であったため前進し、前方で停止していた同車両に衝突し、双

方の車両が破損したものである。

#### 報告第 3号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 7件